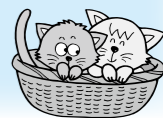




9月20日～26日は

動物愛護週間です！



『動物の愛護及び管理に関する法律』では、国民の間に広く動物の愛護と適正な飼養についての理解と関心を深めるため、9月20日から26日を「動物愛護週間」と定めています。

ペットを飼うまえに

ペットを飼うということは、「その生涯を責任持って面倒を見る」ということです。ペットは私たちの生活に癒しと安らぎをもたらしてくれますが、一方で、お金や時間、労力や忍耐、周囲の理解等が必要になります。これらの負担を伴う覚悟を持たないままペットを飼った場合、飼い主にとってもペットにとっても、不幸な結果になってしまう場合が多く見られます。

なお、ペットを無責任に捨てた場合は「動物の愛護及び管理に関する法律」により、**100万円以下の罰金に処せられます**。ペットを飼うのに愛情はもちろんな必要ですが、その気持ちだけで飼うことはできません。「ペットの命が尽きるまで」飼い続ける覚悟を持っていないのなら、ペットを飼わないことも立派な動物愛護です。

犬を飼うときは
●犬は必ず登録し、鑑札をつけましょう。
●毎年1回、狂犬病予防注射を受けましょう。
●散歩をするときは、次のルールを守

フンは必ず持ち帰ります

散歩中に愛犬がフンをしてしまったときは、きちんと家まで持ち帰ることも飼い主の責任です。公共の場所、または他人の土地に愛犬のフンを埋めるのも、正しい処理ではありません。必ず持ち帰って処理しましょう。

トイレはお散歩前に家の中ですませましょう。もし、電柱や他人の家の壁等にオシッコをしてしまった場合は、すぐに水で流すことが飼い主のマナーです。

●犬はリードでつなぎます
県の条例で原則として、犬を放すことは禁止されています。よくしつけられた犬や、小さな犬であっても、周囲の人の急な行動や大きな音等で意外な行動をとる場合があります。また、公共の場には「犬好き」の人ばかりでなく「犬が苦手」、「犬が怖い」と感じる人がいるかもしれない。さまざまな人がいることに対する気配りとして、

また予測困難な事故を防ぐためにも、リードでつなぐことはもちろん、犬のトツさの行動に対応できるように、リードは短めに持って散歩することが大切です。

猫は室内で飼いましょう

猫を外飼いした場合、自由に外に出させるとフン尿等で他人の迷惑になるだけでなく、交通事故に遭ったり、さまざまな病気に感染する危険があります。また、飼うことのできない子猫が生まれてしまう場合もあります。猫は上がり下がりの縦方向の運動ができれば、室内でも十分な運動になります。猫を飼う場合は、清潔で安全な室内で飼育するとともに、不妊手術も検討しましょう。

●トイレのしつけをしましょう
●名札やマイクロチップなど身元表示になるものをつけましょう
●無責任なエサやりはやめましょう

フン尿や農作物への被害、車の傷等、野良猫による苦情が寄せられています。無責任にエサやりだけをしていると、結果として猫が増え、近隣の理解は得られずトラブルの原因となってしまうのです。野良猫にエサを与えているのなら飼ひ猫と変わりがなく、自分が最後まで飼育する自覚と責任を持つことが大切です。

◆犬に関する相談・問い合わせ／熊谷保健所（☎523・2811）へ。
◆猫に関する相談・問い合わせ／県動物指導センター（☎536・2465）へ。

問い合わせ／生活環境エコタウン課（☎581・2121内線222）へ。

9月9日は救急の日 町の救急医療体制をお知らせします

町の救急医療体制は、深谷市・大里郡の医療機関がネットワークを組み、病院医師と診療所医師が協力して行っています。入院等が必要な場合には、2次救急、3次救急の後方支援病院を紹介しています。医師やスタッフの不足により対応が困難なため、深谷赤十字病院の他、熊谷市や行田市の病院とも連携を取り、広域的な協力のもとに救急医療体制を維持しています。

救急の日を機会に、「ご自身やご家族の健康のことや地域の医療について考え、救急車の適正利用、医療機関の適正受診にご協力をお願いします。

問い合わせ／休日急患診療所（☎573・723）へ。

第1次（初期）救急医療

①深谷市総合健診センター
休日急患診療所
対象／比較的軽微な症状の子どもから成人
診療日／日曜日、祝日、年末年始
受付時間／午前9時～11時30分、午後2時～4時30分
診療科目／内科・小児科
こども夜間診療所
対象／比較的軽微な症状の子ども

第2次救急医療（輪番制病院）

平日夜間、土・日曜日、祝日、年末年始の重症患者の診療
※原則として第1次（初期）救急医療機関からの受け入れ

第3次救急医療（深谷赤十字病院）

24時間体制で、脳卒中、心筋梗塞、頭部外傷などの重症患者の診療

救急電話相談

①小児救急電話相談#8000
子どもの急病（発熱、下痢、嘔吐など）時の家族での対処方法や受診の必要性について、看護師が電話で相談に応じます。



医療機関の紹介（24時間対応可）

①深谷市消防本部指令課（☎571・0119）
②埼玉県救急医療情報センター（☎048・824・4199）

問い合わせ／保健福祉総合センター（☎581・8500）へ。

公募します！

彩の国動物愛護推進委員

県では、「動物の愛護及び管理に関する法律」第38条の規定に基づき、動物の愛護や正しい飼ひ方に関する知識情報等の普及啓発にボランティアとして積極的・自主的に御協力をいただく「彩の国動物愛護推進員」を募集します。

募集期間／9月1日（火）～11月30日（月）

活動内容

- 動物の愛護と適正な飼養・管理の重要性について、地域住民の理解を深めるためのPR活動
- 地域住民の求めに応じた、繁殖制限措置に関する助言や譲渡仲介の支援等
- 動物の愛護と適正飼養を推進するための県が行う施策への協力
- その他、動物の愛護と適正飼養の推進のため県が必要と認めること申し込み方法等／県のホームページ（<http://www.pref.saitama.lg.jp/a0706/doubutu/aigosushinhinkoubou2.html>）

または各保健所（さいたま市・川越市及び越谷市を除く）、県動物指導センターの窓口を設置する募集要領をご覧ください。

問い合わせ／県保健医療部生活衛生課（☎048・830・3612）へ。

ご存じですか？

行政相談週間

10月19日から25日は「行政相談週間」です。

この週間は、行政相談制度を広く広報し、皆さんにこの制度を利用していただくため、関係行事を全国的に実施しています。

町でも、総務大臣から委嘱された行政相談委員が、役所の仕事等について苦情や要望を受け付けており、心配ごと相談所と併せて、原則第1・第3木曜日に行行政相談所を開設しています。

10月15日に男衾と用土で相談所を開設します！

10月15日（木）は相談員が男衾・用土コミュニティセンターに向いて相談をお受けします。詳しくは本誌30頁の「心配ごと相談」の記事をご覧ください。相談は無料で、秘密は厳守されます。

このほか、総務省関東管区行政評価局でも相談を受け付けています。

行政苦情110番

☎0570・090110、ファックス048・600・2336、ホームページ<https://www.soumu.go.jp/hyouka/gyousei-form.html>

問い合わせ／人権推進課（☎581・2121内線412）へ。